

新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン 【特別支援学校版】（令和3年5月14日時点）

※下線部が前回示したガイドラインから改訂した内容です。

島根県教育委員会

新型コロナウイルス感染症については、各学校における長期的な対応が見込まれますが、このような中においても持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していくことが求められます。これまでと同様に、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密（密閉・密集・密接）」を徹底的に避けるために、身体的距離の確保（ソーシャルディスタンスあるいはフィジカルディスタンス）といった「新しい生活様式」を取り入れながら、子どもたち一人一人の健やかな学びを保障する「新しい学びの環境づくり」を進めていく必要があります。

これからは、新型コロナウイルスと向き合いながら学校生活を営むための新たな行動スタイルの在り方を、児童生徒等及び教職員一人一人が考え、行動し、定着させていくことが求められます。昨今、従来株と比較して子どもへの感染力が強い可能性がある変異株が増加している状況も踏まえ、各学校においては、このガイドラインに従い、管理職を中心として、より一層安心・安全な学校づくりを進めていただくようお願いします。

また、部活動指導員、地域指導者、業務アシスタント、学習指導員などの学校関係者も、このガイドラインの趣旨に沿って適切な行動を取っていただくようお願いします。

1 保健管理等について

（1）基本的な感染症対策の実施について

□新型コロナウイルス感染症の基本的な感染症対策については、次の事項について徹底を図ること。

①感染源を絶つこと

次の方法により、発熱等の風邪症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養させることを徹底するとともに、まずはかかりつけ医へ電話をした上で、受診が可能であれば受診するよう促すこと。かかりつけ医がいない場合や、かかりつけ医で受診できない場合には、しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」（電話番号等は本ガイドラインの末尾参照）に相談するよう促すこと。

- ・家庭と連携した毎朝の検温、体温の記録及び風邪症状の確認
- ・登校前に確認できなかった児童生徒等については、教室に入る前の保健室等での検温及び風邪症状の確認
- ・朝礼等における児童生徒等の発熱の有無及び健康状態についての確認

- ・学校内で発熱等の風邪症状などにより体調が悪くなった場合の教職員への速やかな報告の徹底

②感染経路を絶つこと

手洗いや咳エチケット、原則としてマスクの着用を徹底する。教室やトイレなど、児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、一日に一回、水拭きしたあと、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭くなど、環境衛生を良好に保つ（手洗いが適切に行われている場合には、一日一回の消毒作業の省略も可能）。

③抵抗力を高めること

身体全体の抵抗力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

（２）授業等教育活動を行うにあたっての注意事項について

□教室においては、できる限り身体的距離の確保（概ね1～2メートルの距離）に努めること。しかし、十分な距離がとりにくく、近距離での会話が必要な場合には、マスクを着用すべきである。教職員は常にマスクを着用すること。ただし、マスクの着用については、学校教育活動の様態や生徒等の様子などを踏まえ、以下の場合に臨機応変に対応すること。

①十分な身体的距離が確保できる場合

②気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日で、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合

夏期の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがある。マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ近距離での会話を控えるなど配慮をすることが望ましいが熱中症は命に関わる危険性があることを踏まえ、熱中症への対応を優先すること。

③児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた場合

児童生徒等の実態に応じて、マスクを外したり、一時的に片耳にかけて呼吸したりするなど自己の判断でも適切に対応できるよう指導すること。

④夏期の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中での登下校時に、屋外で人と十分な距離を確保できる場合

※フェイスシールド・マウスシールドについて

フェイスシールド・マウスシールドは、密閉度も不十分であり、マスクに比べ効果が弱いことに留意する必要があること、マスクをせずフェイスシールド・マウスシールドをしていた状況での感染を疑われる事例があったことから、例えば、教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりするなどのために、フェイスシールドやマウスシールドのみを装着する場合には、十分に身体的距離をとりつつ実施するなど、感染症対策を十分に行うこと。

□換気は、気候上可能な限り常時、廊下側と窓側を対角に開けて行うこと（目安として10cmから20cm）。常時換気が困難な場合には、こまめに（30分に1回以上、少なくとも休み時間ごと）

数分間程度、窓を全開にすること。

- エアコンを使用する場合にも、換気に努めること。
- 特に、冬季における換気については、冷気が入り込むため、窓を開けづらい時期であるが、空気が乾燥し、飛沫も飛びやすくなることや季節性インフルエンザが流行する時期でもあるので、徹底した換気を行うこと。
- 換気により室温を保つことが困難な場面も生じることから、室温低下による健康被害が生じないように、児童生徒等に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内で保温、防寒目的の衣類着用について柔軟に対応すること。
- 換気の方法は天候や教室の位置によって異なるため、必要に応じて適切な換気方法を学校薬剤師と相談すること。
- できる限り、多人数で集まらないように、学級もしくは学習グループをまたいだ学習集団は組まないようにすること。また、多人数の学級や学習グループにおいては、空き教室や特別教室を活用して、1箇所に集まる人数を減らすようにすること。
- ただし授業中にペア、グループ活動を行う際には、例えば、グループ活動で、机の間隔を十分に確保した上でマスクを着用して意見交換をしたり、会話を少なくして机の上に置いたホワイトボードに意見を書き込んだりする等の対策や工夫をするなど感染症対策を講じて実施すること。
- 公共交通機関を利用する場合は、マスクを着用する、降車後（または学校到着後）は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策などの基本的対策を行う。

(3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について

- 医療的ケアの必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等については、特に次のことに留意すること。

①登校の判断

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）の状態は様々であるが、医療的ケア児の中には呼吸の障がいがあり、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高いことから、医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をすること。基礎疾患等のある児童生徒等（以下、「基礎疾患児」という。）についても同様に対応すること。

②学校教育活動における感染対策

医療的ケア児や基礎疾患児の教育活動については、感染リスクをより一層低減させるように努めること。

(4) 清掃時間や休憩時間等における注意事項について

- 教室等の換気を徹底するとともに、外から教室等に入る時やトイレの後、昼食等の前後など、こまめな手洗いを徹底すること。
- 清掃活動は学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方、共用の用具を用い、共同作業を行うことが多いので、換気のよい環境で、マスクをした上で行うよう指導すること。清掃が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いをするよう指導すること。

□休憩時間は、教員の目が必ずしも届かないこともあるので、児童生徒等自身に感染症対策の考え方を十分に理解させるとともに、休み時間中の行動について、マスクをしながら会話をするなどなどを指導すること。

(5) 体調を崩した児童生徒等への対応について

□校内の別室（休養室等）で検温、問診を行い、発熱等の風邪症状が認められる場合は、保護者の迎えを要請し、帰宅させること。

□帰宅させるまでの間、他の児童生徒等と接触させないよう別室（休養室等）で待機させること。

□児童生徒等の帰宅後はその部屋の消毒を行うこと。

□学校の構造上どうしても別室（休養室等）の確保が難しい場合は、可能な限り他者との接触が避けられるよう、保健室等に仕切りをするなどして場所を確保すること。その際には、換気を十分に行い、他者との間隔が2 m以上となるようにするなど感染防止の措置をとること。

(6) 健康診断の実施について

□健康診断は学校保健安全法に定められており、生徒等の健康状態を把握し、必要な措置を講じるため、毎学年6月30日までに実施する必要がある。ただし、令和3年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって6月30日までに実施できない場合は、令和3年度末日までに、可能な限りすみやかに実施すること。実施にあたっては感染症対策をしっかりと行い、検査に必要な器具等を適切に消毒すること。

□実施時期の判断や実施の方法については、学校医、学校歯科医、関係機関等と十分連携し、共通理解を図っておくこと。

2 臨時休業の実施について

□児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、当該学校はその児童生徒等や教職員の学校内での活動状況がどのようであったかを確認し、県教委に連絡すること。活動の実態がある場合は、県教委において当該学校内における感染拡大の可能性等を健康福祉部等と協議の上、当該学校の全部又は一部の臨時休業を実施するか、臨時休業を実施せず、感染者又は濃厚接触者に特定された児童生徒等の出席停止又は当該教職員の特別休暇の取得等による対応のみとするかを決定する。なお、その際、当該学校に在籍する児童生徒等の重症化リスクや障がいの状況を考慮し、臨時休業の要否を慎重に判断する。臨時休業を実施する場合は、この期間中に、校舎内を消毒するなどして、その後の学校再開に向けた準備を行うこと。また、臨時休業を実施せず、感染者又は濃厚接触者に特定された児童生徒等の出席停止又は当該教職員の特別休暇取得等による対応のみとする場合は、状況に応じて、校舎内の消毒を行うとともに、感染リスクの高い活動の見直しや、体育の授業や部活動等のマスクを着用しない活動の制限などを行うこと。

□緊急事態宣言が出された場合において緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された場合や、県内における新規感染者が急増した場合など、地域全体の活動の自粛を強化する一環として、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等の観点も考慮し慎重に検討した上で、知事から一定の地域内の学校を一斉に臨時休業するよう要請がなされた場合は、地域一斉の臨時休業を決定する場合がある。

- 医療的ケア児や基礎疾患児が在籍する特別支援学校に対しては、感染リスクの軽減の観点から、校内に感染者や濃厚接触者がいるか否かに関わらず、当該学校の全部又は一部の臨時休業を行う場合がある。
- 児童生徒等及び教職員の感染が判明した場合や濃厚接触者に特定された場合には、保健所や学校薬剤師と連携して、適切に校内の消毒を行うこと。なお、症状が出ていない濃厚接触者が触った物品の消毒の必要はない。また、感染者の行動履歴の把握や濃厚接触者の特定等のための調査に協力すること。
- 学校の全部を休業する場合は、部活動（大会等の参加を含む）は原則として自粛すること。児童生徒等又は教職員の感染が判明した日の翌日が、休日や日曜日及び土曜日などの休業日である場合、当該休業日についても同様とすること。
- 学校の一部を休業する場合、休業するクラスの児童生徒等は、部活動（大会等を含む）の参加を原則として自粛すること。
- 臨時休業を行う際、地域毎の感染状況に応じ、学校の全部を休業とした上で任意の登校日を設ける方法や、学校の一部を休業とした上で授業日としての登校日を設ける方法などにより、分散登校による学校教育活動の継続を行うことが考えられる。各学校においては、あらかじめそのことを想定した準備を進めておくこと。
- 児童生徒等又は教職員がPCR検査を受検し、その後感染が判明したことにより臨時休業を実施することになった場合の対応については、別紙1「児童生徒等又は教職員に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合等の対応について」を参照すること。

3 学習指導について

(1) 臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への対応について

- 臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と生徒の関係を維持するよう努めること。
- 指導計画等を踏まえた教員による学習指導と学習状況の把握を行うこと。
- 個別の指導計画に基づき、家庭においても学習を継続できる課題の配布や、GIGA スクール構想により整備を進めている端末を含め学校に配備されている端末の活用など、個に応じた学習保障に努めること。
- 学校に登校できない期間に学習した内容は、一定の要件を満たしており、十分な学習内容の定着が見られる場合に、再度学校における授業で当該内容を取り扱う必要はないこと。
- 登校再開後、対面により学習状況を把握し、必要に応じて補充授業や補習等を実施すること。
- 家庭学習の成果は、授業に準じた成果として、学習状況の記録の提出や与えた課題について的小テストの実施などにより、学習評価に適切に加味すること。
- 病棟生及び訪問生等については、テレビ会議システムを活用した特例の授業（同時双方向型や課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童生徒同士の意見交換）を実施したと校長が認める場合には、指導要録の指導に関する記録の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作成すること。

(2) 授業の遅れへの対応について

- 年間指導計画の見直し、時間割編成の工夫、学校行事の精選や夏季休業・冬季休業の短縮（参考・高等学校での対応：夏季休業は土日祝日を含み最低限10日程度、冬季休業は7日以上の休業日は確保すること）による授業時間の確保などにより、各学校において対応すること。
- 上記の場合に、児童生徒等の負担が過重とならないように配慮するとともに、各校の指導体制に見合った授業日数・授業時数になっているか、教職員の負担が過重にならないかなどについて配慮すること。
- 通常の授業時程の前後に授業を設定することも可能であるが、児童生徒等の通学手段や通学時間帯についても十分に考慮するとともに、教職員の所定の勤務時間外に授業を行う場合は勤務時間の割り振りを適正に行うこと。
- これらの対応により、年間の学習計画に基づく履修が進むよう配慮すること。
- 日曜日及び土曜日については、島根県立特別支援学校規程の一部改正（令和2年7月1日施行）により、授業日として取り扱うことができることとしたが、実施にあたっては、事前に教育委員会と協議を行うこと。
- 個人でも実施可能な学習活動の一部を、授業以外の場において行うことも考えられるが、その際はICT等を有効に活用すること。

(3) 実技指導や実習等を伴う教科の指導について

- 実技指導を伴う教科の指導にあたっては、衛生管理等をより一層徹底することに加え、実習の説明をする際に、書画カメラやビデオ映像を活用して作業内容を示す等により「3つの密」を徹底的に回避すること。
- 年間指導計画の中で指導の順序を変更することや共用の教材、教具、情報機器などの適切な消毒、それらを触る前後での手洗い・手指消毒の徹底をすること。
- 更衣室等の利用については短時間の利用としたり、一度に大勢が使用したりしないよう工夫すること。
- 次のような学習活動については、適切な感染症対策を講じた上、飛沫が飛ぶことを防ぐ、長時間の密集状態を避けるなどの点を徹底した上で実施すること。
 - ・音楽科における室内で児童生徒等が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏、身体の接触を伴う活動
 - ・家庭科における調理等の実習
 - ・長時間活動するグループ学習
- 職業に関する教科の実習等に関しては、令和2年8月31日付け文部科学省初等中等教育局事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職業に関する教科の実習等に関するQ&Aについて（一部更新）」等も参考にすること。

(4) 作業学習の実施について

- 作業学習における調理については、販売することを目的とし、従来から衛生管理には細心の注意を払っていると考えられる。したがって、1（1）や3（3）で示した感染症対策を講じた上で、衛生管理をより一層徹底し実施すること。

- その他の作業学習においては、1（1）、（2）に示した感染症対策を講じること。
- 客などの外部の方と接触する場合は、感染防止のため、マスクや手袋を着用し、透明ビニールカーテンで遮蔽するなど感染症対策を徹底すること。

（5）自立活動の実施について

- 自立活動においては、指導上教員も児童生徒等もマスクの使用ができない場合や児童生徒等との接触が不可避な場合などが想定されるため、指導計画や指導方法の見直し等を行うとともに、やむを得ない場合は一層の感染症対策を講じた上で指導を行うこと。
- 自立活動におけるプールでの指導は、医療的ケア児も多く実施していることから、実施にあたっては、児童生徒等個別に主治医や学校医、保護者に相談して実施を決定すること。
- また、上記のことに加え、[令和3年4月9日付けスポーツ庁事務連絡「学校の水泳授業における感染症対策について」](#)を参照の上、万全な感染防止対策を講じた上実施すること。
- 自立活動以外でのプール学習も同様とすること。

（6）体育の授業での実技について

- 体育の授業は、可能な限り感染症対策を行った上で通常の学習活動を行うこととするが、次の事項に留意の上、適切に実施すること。
 - ・運動不足の児童生徒等もいると考えられるため、児童生徒等の怪我防止に十分に留意すること。
 - ・「児童生徒等が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの可能な限り感染症対策を行った上で実施を検討すること。
- 次の事項を参照し、可能な範囲で実施すること。
 - ・体育の授業に関し医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せず、児童生徒等や保護者の意向を尊重すること。また、感染者が発生していない学校であっても、児童生徒等や教職員の生活圏（通学圏・発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を判断すること。
 - ・熱中症予防に留意し、可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。
 - ・体育館など屋内で実施する必要がある場合は、扉や窓を広く開け、こまめな換気や手洗い、消毒液の使用（消毒液の設置、児童生徒等が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に、屋内において多数の児童生徒等が集まり、呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
 - ・用具等については、児童生徒等間で不必要に使い回しをしないこと。また、共用して使用する場合は、使用前後の手洗いを行うこと。
 - ・更衣室等の利用については、短時間の利用とし、一斉に利用することは避けること。
 - ・[実技においては、児童生徒は](#)マスクの着用は必要ないが、[授業を見学する場合や十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合はマスクを着用すること。また、教職員は体育の授業中もマスクを着用すること。ただし、](#)

自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、児童生徒への指導のために自らが運動を行う場合などは、必要に応じマスクを外すこと。 配慮事項等については、令和2年5月21日付けスポーツ庁事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」を参照すること。

- ・水泳については、児童生徒の健康と安全を第一に考えて、地域の感染状況を踏まえ、密集・密接の場면을避けるなど、令和3年4月9日付けスポーツ庁事務連絡「学校の水泳授業における感染症対策について」に記載の配慮事項を十分に踏まえた上で、水泳授業の実施について検討すること。 その際、プール内やプールサイドでの生徒の間隔については、必ずしも常時「2m以上」ということではなく、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2021.4.28 Ver6)」の「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準(p.18)で示す目安も参照の上、地域の感染状況に応じて対応すること。また、これらはあくまで目安であり、現場の状況に応じて柔軟に対応すること。
- ・熱中症予防については、適切な水分補給や処置を行うことができる環境の整備等が重要である。 また、熱中症になるリスクが考えられる場合はマスクを外し、換気や生徒の間に十分な距離を保つなどの配慮をすること。その他の配慮事項等については、令和3年5月14日付け島教保第57号「熱中症事故の防止について(依頼)」を参照すること。
- ・以上のほか、文部科学省作成のQ&Aで示している内容に留意すること。

(7) 校外学習(校外での活動)について

- 実施に際しては、地域の感染状況を考慮し、学校長が判断すること。判断にあたっては、実施の必要性を十分に検討し、必要性の低いものや代替が可能なものについては、実施を見送ること。
- 実施にあたっては、移動中や活動先において、「3つの密」の状態を避けることに留意しながら、次のような対策を講ずること。
 - ・事前に児童生徒等の健康観察を行うとともに、日頃からの体調管理に努めるよう児童生徒等へ指導すること。
 - ・活動をする際は、児童生徒等同士、または児童生徒等と活動先の方との距離を可能な限り確保し、対面とならないようにすること。
 - ・スクールバス等で移動する場合は、マスクの着用、会話の自粛、車内の換気(降車時に窓を開けるなど)を徹底すること。

(8) 進学・就職試験等への対応について

- 大学等の入試や就職試験などの受験で出かける場合においては、マスクの着用や手洗いの徹底など移動中を含め感染防止対策を万全にするよう生徒等に指導すること。特に、県外に出かける生徒に対しては、帰県後2週間程度、毎朝の検温、体温の記録、風邪症状の確認などを生徒だけに任せるのではなく、教職員が直接本人に確認するなど、徹底した健康観察を行うこと。
- 校内に感染者、濃厚接触者、又は感染が疑われる者が出た場合の取扱いについては、次のとおりとすること。
 - ・現地受験については、感染者又は濃厚接触者以外の生徒は、受験を可能とする。

- ・感染者又は濃厚接触者（濃厚接触者として特定されるまでの調査期間を含む）として移動が制限される期間に、当該生徒に進学・就職試験等が予定されている場合には、受験先に現状を連絡し、対応を相談すること。
- ・その際、受験先から現地受験不可と伝えられた場合には、リモートによる受験や受験日程延期等ができないかなどの確認を行い、受験機会の確保に努めること。受験先から別途条件等が示された場合には、特別支援教育課と対応を協議すること。

（9）現場実習について

- 実施に際しては、地域の感染状況を考慮し、学校長が判断すること。判断にあたっては、実習先の事業所等と事前協議し、了解をとること。
- 高等部3年生など進路指導に配慮が必要な生徒の現場実習を優先すること。
- 実施にあたっては、生徒の健康状態を的確に把握し、体調に変化がある場合は速やかに中止すること。また、実習先においても健康状態を観察していただくように依頼すること。

4 学校行事の実施について

（1）全校集会、学年集会等について

- 集会を行う意義や必要性を確認しつつ、実施する時期、場所や時間、開催方法等について十分に検討し配慮すること。
- 必要に応じて校内放送システム等を利用した開催を検討すること。
- 体育館等に集まって実施する際は、感染症対策を講じた上で、3密を避けるため、次の点には特に留意すること。
 - ・窓を広く開け、換気に努める。
 - ・整列する際の間隔を広くとる。
 - ・短時間で終了するよう、集会等の内容を簡素にする。
- 儀式的行事や避難訓練、地域清掃などの奉仕活動なども、実施する時期、場所や時間、開催方法等について十分に検討し配慮すること。

（2）遠足、修学旅行等について

- 修学旅行の実施の時期や可否については、行き先（経由地も含む）の感染状況や児童生徒等の障がいの状態等を考慮して、検討すること。
- 行き先（経由地も含む）の感染状況やその都道府県が独自に示す自粛、制限等の方針、利用施設等の感染予防対策などの情報収集をした上で、慎重に決定すること。
- 貸切バス等で移動する場合は、車内の換気機能を最大限に作動させ、マスクを着用し、会話を控えめにすることを遵守するとともに、座席の間隔を空ける、できるだけ乗車人数を減らす等の配慮を、可能な限り行うこと。
- 必要に応じて、一般社団法人日本旅行業協会「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第4版）」（令和3年1月29日）を参考にし、事前に旅行者と感染症対策について十分に協議すること。

(3) 学園祭等について

- 学園祭や実習製品の販売実習などは、修学旅行と同様、児童生徒等が密集して長時間活動する学校行事であるため、適切な感染症対策を講じた上、飛沫が飛ぶことを防ぐ、長時間の密集状態を避けるなどの点を徹底した上で実施すること。また、来場者については、一定の制限をするなどの配慮をして実施すること。
- 実施にあたっては、「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドラインに関するQ&A（5月14日時点）」で示した内容（Q16～Q22）を参考に、適切に対応すること。

5 部活動について

- 日常の部活動は、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行うこととするが、次の点を踏まえ、適切に実施すること。
 - ・部活動の実施にあたっては、地域の感染状況や当該部活動の活動内容等に応じ、感染リスクの高い活動を一時的に制限することも検討すること。
 - ・運動不足の児童生徒等もいると考えられるため、児童生徒等の怪我防止に十分に留意すること。
 - ・活動前の検温や健康状況の確認を徹底するとともに、児童生徒等の健康状況に関する情報を保護者と共有すること。
 - ・発熱等の風邪の症状が見られる時など、体調面に少しでも不安のある児童生徒等については、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう顧問・指導者から適切に指示すること。
 - ・活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠するとともに、実施内容等に十分留意すること。
 - ・「児童生徒等が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの可能な限り感染症対策を行った上で実施を検討すること。
 - ・熱中症予防に留意し、可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。
 - ・体育館など屋内で実施する必要がある場合は、扉や窓を広く開け、こまめな換気や手洗い、消毒液の使用（消毒液の設置、児童生徒等が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。なお、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。
 - ・屋内において多数の児童生徒等が集まり、呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。なお、屋内屋外を問わず、近距離での大声の発声は徹底的に避けること。
 - ・用具等については児童生徒等間で不必要に使い回しをしないこと。また、共用して使用する場合は、使用前後の手洗いを行うこと。
 - ・部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。
 - ・同じ部活動に所属する生徒等が食事する際なども含め、部活動の内外を問わず感染症対策を徹底すること。
 - ・運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取り扱いに準じること。
 - ・各競技団体や文化芸術団体から感染症対策の強化に係る方針が示されている場合は、その方針を優先すること。
 - ・熱中症予防については、体育の授業における取り扱いに準じること。

- ・以上のほか、文部科学省作成のQ&Aで示している内容に留意すること。

□各種大会・コンクール、練習試合・合同練習、合宿（以下「大会等」）の参加及び主催については、次の点を踏まえ、可能な限りの感染症対策を行うこと。

- ・大会等への参加に関しては、国及び島根県が示す外出自粛制限、会場の感染状況や自治体が提供している情報、感染症対策の徹底や、入場者数の制限方法などを確認し、部活動を担当する教師のみで検討するのではなく、学校として責任をもって参加の可否を十分に検討すること。また、大会等を主催する場合には、国及び島根県が示す外出自粛の制限、参加校の所在地の感染状況や自治体が提供している情報などを確認し、部活動を担当する教師のみで検討するのではなく、学校として責任をもって大会等の開催を含め受け入れの可否を十分に検討すること。
- ・各競技団体や文化芸術団体から感染症対策の強化に係る方針が示されている場合は、その方針を優先すること。
- ・令和2年12月2日付け島教保第269号「部活動における県外への移動に係る新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」に示した内容も踏まえ検討すること。
- ・貸し切りバス等で移動する場合は、マスクの着用、会話の自粛、車内の換気（降車時に窓を開けるなど）を徹底すること。
- ・宿泊を伴う場合、宿舎内では基本的にマスクを着用し、手洗いや咳エチケットを徹底すること。
- ・宿泊を伴う場合の食事については、直前までマスクを着用する、食事前後の手洗いを徹底する、利用時間を割り振るなど同時に食事する人数を制限する、横並びに着席する、食事時の会話は控えるなどの対応をとること。また、食事の配膳や片付けの際に、動線が交差したり、密になったりしないような工夫をすること。
- ・宿泊を伴う場合の入浴については、利用時間を割り振るなど同時に入浴する人数を制限する、入浴中の会話は控えるなどの対応をとること。
- ・大会等に参加している時に児童生徒等が体調の不良を感じた場合には、ためらわず顧問・指導者に申し出ることができる体制を整えること。

6 児童生徒等の心のケアについて

□学級担任や養護教諭等を中心にきめ細かな健康観察や面談を行い、感染への不安や学校生活に対する不安など生徒の心の健康状況の把握に努めること。

□必要に応じて、学校医と連携した健康相談等の実施や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援を行うなど、管理職のリーダーシップのもと、関係職員がチームとして組織的に対応すること。相談窓口（「いじめ相談テレフォン」、「24時間子供SOSダイヤル」、「しまね子どもSNS相談『相談してみるにゃ!』」4月5日～3月25日等）を適宜周知するなど、生徒の心のケア等に配慮すること。

□新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識や情報の提供を行うとともに、保護者に対しても学校における感染症対策や臨時休業実施の基準等を含めた感染拡大防止対策についての正しい情報を提供し、感染者、濃厚接触者、治療にあたる医療従事者等に対する偏見や差別が生じないような学校環境づくりに努めること。また、そのような事案に直面した場合の児童生徒等の心のケアを含めた支援についても、適切に対応すること。

□文部科学省作成保健教育指導資料「新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～」(令和2年4月)や島根県教育委員会作成指導用資料「新型コロナウイルス感染症から“人権”について考える～誰もが安心して暮らせるために～」(令和2年9月)等を有効に活用し、発達段階を踏まえた指導を工夫すること。

(掲載HP https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm)

7 学校給食等の食事をとる場面について

□学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底すること。

□給食の配食を行う児童生徒等及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、毎日点検し、適切でないと認められる場合は配食を行わないなどの対応をとること。

□児童生徒等、教職員ともに、食事の前の手洗いを徹底すること。

□児童生徒等、教職員ともに、給食や弁当など会食にあたっては、飛沫を飛ばさないような席の配置や、会話を控えることなど工夫すること。

□食事後の会話時には必ずマスクを着用すること。

□食事後等の歯磨きなどでは、お互いに間隔を空け、換気のよい環境で行うよう指導すること。

□臨時休業に伴い学校給食を休止する際には、業者等と連絡をとり、影響が最小限になるよう努めること。

8 寄宿舎における対応について

□寄宿舎生の健康管理や基本的な感染症対策については、次の点に留意すること。

- ・毎朝の検温と健康状況の確認を行い、記録をとること。
- ・寄宿舎生が体調の不良を感じた場合には、ためらわず舎監に申し出ることができる体制を整えること。
- ・寄宿舎内では基本的にマスクを着用し、手洗いや咳エチケットを徹底すること。やむを得ずマスクを外す場合には、咳エチケットの徹底と近距離での大声での会話を避けるようにすること。

□寄宿舎内の清掃・消毒や換気については、次の点に留意すること。

- ・寄宿舎内の清掃・消毒について、適切な方法と頻度を定めて実施すること。その際、掃除箇所ごとに密な環境にならないようにすること。また、舎室等の定期的な換気(30分に1回以上)を徹底すること。共用スペース等において窓や換気装置のない場所では、扇風機やサーキュレーターなどで空気の流れを作ること。
- ・給水器、自動販売機などの共用設備や下駄箱、ドアノブや手すりなど、寄宿舎生がよく手を触れる箇所は、1日に1回以上消毒を行うこと。この場合、寄宿舎生が自ら作業できるよう消毒液や拭き取りペーパーを備え付けるなどの工夫をすること。

□食堂の利用については、次の点に留意すること。

- ・食事の際には、直前までマスクを着用する、食事前後の手洗いを徹底する、利用時間を割り振るなど同時に食事する人数を制限する、横並びに着席する、食事時の会話は控えるなどの対

応をとること。また、食事の配膳や片付けの際に、動線が交差したり、密になったりしないような工夫をすること。

- ・食卓は座席の間隔を空けること。その場合、座席の間隔は、机や床に印をつけるなどして視覚的に分かるような工夫をすること。
- ・食事の配膳はビュッフェ形式を避けることが望ましいが、やむを得ない場合（余った料理を自由に取り取る場合など）は、次の点に留意すること。

（１）料理を取る前にアルコールで手指衛生を必ず行う。

（２）マスクを着用する。

（３）料理のそばでは会話を控える。

- ・食事時間終了後は、机、配膳台、下膳台、電子レンジや冷蔵庫の取っ手、食堂のドアノブなど複数人が触った場所を消毒すること。

□浴室の利用については、次の点に留意すること。

- ・入浴については、利用時間を割り振るなど同時に入浴する人数を制限する、入浴中の会話は控えるなどの対応をとること。
- ・浴室・浴槽は通常どおりに清掃を行い、脱衣所の複数人が触った場所は消毒すること。（１日１回以上）

□トイレの使用や衣類等の洗濯については、次の点に留意すること。

- ・トイレの使用後は必ず流水・石けんでの手洗いをを行い、手を拭くタオルは共用とせず、個人のタオルや、ペーパータオルを使用すること。
- ・トイレ内のドアノブや便器の接触面、トイレレバー、蛇口ハンドルなど複数人が触った場所は定期的に消毒すること。（１日１回以上）
- ・トイレ内の常時換気扇をオンにしておくなど、換気に留意すること。
- ・リネン類や衣類の洗濯は通常の洗剤を用いて行うこと。

□寄宿舎生が体調の不良を訴えた場合は、次の点を踏まえ、適切に対応すること。

- ・寄宿舎生が体調の不良を訴えた場合は、すぐに静養室等（別室）に移動させ、そこで静養させること。その後、速やかに当該寄宿舎生の状況について保護者に連絡すると同時に、学校医とも相談の上、しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」（電話番号等は本ガイドラインの末尾参照）にすぐに相談し、その指示に従うこと。特に、体調不良者が同時に複数名以上（例えば３名以上）発生した場合には、そのことを学校医に伝えること。
- ・しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に相談する際には、対象の児童生徒等が、トイレ・浴室・食堂を共同利用する集団生活を行っている寄宿舎生であることを必ず申告すること。
- ・PCR検査を受け、その結果が陰性であった場合は、学校医と相談の上、その後の療養期間の対応について、保護者への引き渡しが可能な場合は、保護者と相談をし、早期の帰省を促すこと。

□寄宿舎生が体調の不良を訴えた場合の対応や、長期休業期間等における寄宿舎生の自宅への帰省にあたっては、「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドラインに関するQ&A（[5月14日](#)時点）」で示した内容を参考に、適切に対応すること。

9 児童生徒等の出欠の取扱いについて

(1) 出席停止等の取扱いについて

□保護者から感染の危険性がある等の理由で学校を休ませたいとの申し出があった場合には、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努め、原則として「出席停止・忌引き等の日数」とは取り扱わないこと。

ただし、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断した場合には、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することができる。

□児童生徒等の感染が判明した場合、児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合、発熱や咳などの風邪の症状が見られる時は、引き続き自宅で休養させるよう徹底を図り、その場合の扱いはこれまでどおり出席停止として取り扱うこと。

□医療的ケア児や基礎疾患児の場合、主治医の見解を保護者に確認したり、学校医に相談したりして登校を判断するが、そこで登校すべきではないと判断された場合は、指導要録上「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引き等の日数」として記録すること。

□出席停止の取扱いとした場合であって、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について、学年ごとに作成すること。

①同時双方向型のオンラインを活用した学習指導

②課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童生徒同士の意見交換を、オンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

(2) 分散登校日を設定する場合の出欠の取扱いについて

□学校の全部を休業としている期間に、分散登校日を設定する場合は、これまでどおり授業日数には含めないこと。

□学校再開後に3密対策として分散登校を設定する場合であって、一部の学年又は一部のクラス等を出校の対象としない時は、授業日数及び出校の対象でない児童生徒等の出欠の取扱いは次の通りとすること。

①一部の学年を出校としない場合、当該学年について当該日は授業日数に含めない。

（例）1年生のみ臨時休業として、2年生及び3年生が分散登校

②一部のクラス又は一部の児童生徒等を出校の対象としない場合、当該日は学年全体の授業日数に含まれ、出校の対象である児童生徒等については出欠を記録するが、出校の対象でない児童生徒等については「出席停止・忌引き等の日数」として記録する。

（例）各学年の偶数クラスのみ臨時休業として、奇数クラスが分散登校

□なお、出校はしているが、授業を受ける際に、次のようにクラスをいくつかに分割するような場合は、別室等で学習する児童生徒等も、授業日数に含め、出欠を記録すること。いずれも、同時展開で教員が随時学習指導に行くような場合も含むものとする。

①分割した一部の児童生徒等を別室等で授業と同等の課題に取り組みせ学習させる場合

②分割した一部の児童生徒等を別室等で授業のライブ配信の受信により学習をさせる場合

10 教職員の感染症対策について

- 教職員は感染拡大防止のため意識をしっかりと持ち、職場や日常生活において「3つの密」を徹底的に避けるとともに、「3つの密」のある場への外出機会を極力減らす、飲食店利用のルールを遵守するなど、自覚を持った行動をとるよう徹底すること。
- 各所属においては所属の教職員に次のことを徹底すること。
 - ・各教職員に対し、週休日等を含め毎朝検温を行い、体温を記録しておくよう指示する。
 - ・教職員の日々の健康状態の把握に配慮するとともに、朝礼等において前日の勤務時間終了後や週休日等の状況も含めて教職員の発熱の有無及び健康状態について確認する。
 - ・発熱等の風邪症状などがある教職員に対し、出勤や外出をさせないようにし、速やかにかかりつけ医などへの受診を促すこと。
 - ・勤務時間内においても、発熱等の風邪症状などにより体調が悪くなった場合は、必ず申告するよう教職員に指示するとともに、申告があった場合は、当該教職員の状況を確認の上、速やかにかかりつけ医などへ連絡のうえ受診を促し、退庁させること。
 - ・特に、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがあるときなどは、速やかにかかりつけ医などへ電話をさせて受診させること。
- 教職員に、咳など気になる兆候が見られる場合には、管理職から積極的に声がけを行うこと。
- 職員室等における勤務についても、適切な換気やマスクの着用を行い、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね1～2メートル）し、会話の際はできるだけ真正面を避けるなどの対応を行うこと。
- 出張については、所属において実際に訪問することの必要性を十分検討の上、命ずること。また、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の実施区域や、各自治体が住民に対して外出自粛を要請するなど特に感染が拡大している地域へ移動する際には、感染予防を徹底すること。
- 他県（鳥取県を除く）への出張から戻った教職員に対しては、帰県後2週間程度、本人任せにせず、所属長から直接本人に確認するなど、所属長が責任をもって健康観察を行うこと。
- 対面会議については、人との接触を低減する観点から、所属において開催の必要性を十分に検討し、テレビ会議、電話、電子メール等の活用など、その方法について十分に検討の上、適切に対応すること。
- 教職員又はその親族等が受診した医療機関等において、PCR検査を受ける場合や、臨時休業その他の事情により子の世話をを行う教職員が当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと所属長が認める場合などは、特別休暇の取得により対応すること。
- 上記のような場合であっても、在宅勤務制度の利用が可能な場合は、必要な手続きをとった上で在宅勤務を行うこと。
- 週休日である土曜日又は日曜日に授業を行う場合には、週休日の振替又は勤務時間の割り振り変更を適切に行うなど、勤務の適正化に努めること。
- 学校の管理職や設置者等は、学校現場で感染症対策等を最前線で支える教職員のメンタルヘルスにも十分配慮すること。

(参考) しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」(各保健所の相談番号)

保健所	管轄	専用電話番号
松江市・島根県共同設置 松江保健所	松江市、安来市	0852-33-7638
雲南保健所	雲南市、奥出雲町、飯南町	0854-47-7777
出雲保健所	出雲市	0853-24-7017
県央保健所	大田市、川本町、美郷町、 邑南町	0854-84-9810
浜田保健所	浜田市、江津市	0855-29-5967
益田保健所	益田市、津和野町、吉賀町	0856-25-7011
隠岐保健所	海士町、西ノ島町、知夫村、 隠岐の島町	08512-2-9900